

補装具等費用助成事業実施要綱

(総則)

第1条 補装具費の支給又は日常生活用具の給付を受けている障害児者に対する費用の助成については、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 助成を受けることができる者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第76条の規定により補装具費の支給に係る本市の認定を受け、補装具費の支給を受けている者及び障害児者日常生活用具給付要綱（平成18年10月1日制定。以下「給付要綱」という。）の規定により日常生活用具の給付を受けている者又はその保護者とする。

(助成の内容)

第3条 助成は、法の規定による補装具費の支給に係る自己負担額及び給付要綱の規定による日常生活用具の給付に係る自己負担額について同一月内における同一世帯に属する者（対象者が18歳以上の場合にあっては、本人及びその配偶者に限る。）の合算額が別表に定める負担上限額を超える場合に行うものとし、助成の額は、当該超える額とする。

(申請)

第4条 助成を受けようとする者は、補装具等費用助成申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受けたときは、速やかに内容を審査し、適当と認めた者について助成を行うものとする。

(台帳)

第6条 市長は、補装具等費用助成台帳を作成し、助成内容等を記録し、及び保存するものとする。

(その他)

第7条 この要綱の実施について必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 対象者の世帯の階層区分 | | 負担上限額 (月額) |
|-------------|--|------------------------------|
| A | 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条に規定する被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯 | 円 0 |
| B | A階層を除き、現年度分の市町村民税が非課税の世帯 | 0 |
| C 1 | A階層を除き、現年度分の市町村民税の課税世帯であって、所得割の額が次の区分に該当する世帯 | 0円 2,250 |
| C 2 | | 1円以上 1,900円以下 2,900 |
| C 3 | | 1,901円以上 3,800円以下 3,450 |
| C 4 | | 3,801円以上 7,600円以下 3,800 |
| C 5 | | 7,601円以上 13,400円以下 4,250 |
| C 6 | | 13,401円以上 19,200円以下 4,700 |
| C 7 | | 19,201円以上 25,900円以下 5,500 |
| C 8 | | 25,901円以上 33,600円以下 6,250 |
| C 9 | | 33,601円以上 73,900円以下 8,100 |

| | | | |
|------|--|-----------------------|--------|
| C 10 | | 73,901円以上 96,000円以下 | 9,350 |
| C 11 | | 96,001円以上 124,800円以下 | 11,550 |
| C 12 | | 124,801円以上 158,400円以下 | 13,750 |
| C 13 | | 158,401円以上 230,000円以下 | 17,850 |
| C 14 | | 230,001円以上 317,600円以下 | 22,000 |
| C 15 | | 317,601円以上 | 26,150 |

備考

- 1 所得割の額とは、地方税法（昭和25年法律第 226号）第 292条第 1 項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第 314条の 2 第 1 項第11号の規定による所得控除については、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法第 314条の 2 第 1 項第11号の規定により算出した額を控除するものとし、地方税法第 314条の 7、第 314条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項及び第 5 条の 4 第 6 項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。この場合において、同法第 323条に規定する市町村民税の減免があったときには、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 2 現年度分の市町村民税が確定しないときは、前年度分の市町村民税とする。
- 3 対象者が18歳以上の場合の世帯の階層区分については、本人及びその配偶者のみの市町村民税の額によるものとする。

別記様式（第4条関係）

補装具等費用助成申請書

| | | | |
|------------------------------|---------|--|------|
| 年 月 日 | | | |
| （あて先）横須賀市長 | | | |
| 住 所 氏 名 申請者 電 話 続 柄 | | | |
| 対 象 者 | 氏 名 | | |
| | 性 別 | | 生年月日 |
| 身体障害者 手帳又は療 育手帳 | 番 号 | | |
| | 交 付 日 | | |
| | 障 害 名 | | |
| | 障 害 等 級 | | |
| 給付を受けている 補装具・用具 | | | |
| （事務処理欄） | | | |